

新年金制度に関する検討会の設置について

平成22年3月8日
内閣総理大臣決裁
平成22年6月21日
一部改正

1. 新しい年金制度について検討するため、新年金制度に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2. 検討会の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣

議員 内閣官房長官

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

年金改革担当大臣

公務員制度改革担当大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

内閣総理大臣の指名する内閣官房副長官

事務局長 国家戦略室長

3. 検討会の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. その他、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。